平成30年労第351号

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人(以下「請求人」という。)が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長は〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

(略)

第3 理 由

1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。)第39条の規定により、政令で定めるところにより、文書でしなければならないこととされ、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号。以下「労審法施行令」という。)第24条第1項の規定により、再審査請求の趣旨等所定の事項を再審査請求書に記載しなければならないこととされている。

そして、労審法第50条で準用する同法第11条第1項は、再審査請求が不適法であってその欠陥が補正することができるものであるときは、労働保険審査会(以下「審査会」という。)は相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない旨規定し、同条第2項は、審査会は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、再審査請求を却下することができる旨規定している。

2 請求人は、本件処分を不服として、〇年〇月〇日付けで再審査請求をしたが、再審 査請求の趣旨、原処分庁の名称、当時使用されていた事業場の所在地、原処分のあっ たことを知った年月日、決定書の謄本の送付を受けた年月日等、労審法施行令第2 4条第1項に定める事項の記載が不適切ないし不十分であった。

3 そのため、当審査会は、労審法第50条で準用する同法第11条第1項に基づき、 〇年〇月〇日付け文書(提出期限同年〇月〇日)、〇年〇月〇日付け文書(提出期限 同年〇月〇日。[なお、同書面中に「〇年」とあるのは、「〇年」の誤記であること は明白である。])及び同年〇月〇日付け文書(提出期限同月〇日)において、補正 命令を行ったが、請求人から再審査請求に係る補正書の提出はなかった。

このような経過からすれば、請求人は、再審査請求の要件を満たしていない上記 再審査請求について、これを補正する意思がないものと判断せざるを得ない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、再審査請求としては不適法であり、かつ、請求人が当審査会の定めた相当の期間内にその欠陥を補正しないものであるから、労審法第50条において準用する同法第11条第2項の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。